



中村一雄先生と財政学（中村一雄教授記念号）

玉岡，雅之

(Citation)

国民経済雑誌, 171(2):111-129

(Issue Date)

1995-02

(Resource Type)

departmental bulletin paper

(Version)

Version of Record

(JaLCD0I)

<https://doi.org/10.24546/00175946>

(URL)

<https://hdl.handle.net/20.500.14094/00175946>



中村一雄先生と財政学

玉 岡 雅 之

中村一雄先生は、昭和5年12月、大阪府中河内郡彌刀村（現在の大阪府東大阪市）に中村家のご長男としてお生まれになった。先生の小学校、中学校時代はおりしも日本が戦争に向かって突っ走っていた時代で、先生もこの戦争のもたらす影響を避けることは出来なかった。先生は旧制大阪府立八尾中学校の2年生の時、近くの八尾飛行場へ草刈りに出られたり、出征留守家族援助のために稲刈り、牛蒡、落の収穫をお手伝いになられた。また和歌山県海南地区の米軍上陸予想地点での塹壕掘りに10日間動員されたりもした。3年生の時には住友金属柏原伸銅所で昼夜3交代制で大砲の薬きょ生産に約4カ月も従事され、この間米軍機の襲来があり、防空壕の中でコンサイス英和辞典1冊を持ち込まれ、全部暗記なさったそうである。

先生は昭和23年4月に神戸経済大学の予科に入学された。当時は外大並の語学の授業時間で連日、英語とドイツ語を学ばれたそうである。このうち英語は名訳で有名であった多田英次先生、池田義一郎先生に学ばれ、ドイツ語は加藤一郎先生に学ばれた。先生はこの他に第3外国語としてフランス語やロシア語まで学ばれたそうである。昭和24年7月より新制となった神戸大学経済学部の1年に編入学されたが、予科出身の学生は語学だけは別クラスで卒業時まで中級・上級クラスが設けられたそうである。また先生はこの時、ラテン語を井上増次郎先生に教授していただき、ガリア戦記を読まれたそうである。先生は井上先生の献身的な講義に感銘を受け、後にこの時に覚えたラテン語の単語が経済学研究上也非常に役に立ったとお聞きしている。語学以外では民法総則、債権法総論、手形小切手法、商法総則など法学部の授業に出席され、このうち民法総則と債権法総論の試験では満点を取られたそうである。後に先生は財政学

研究上で各種の法律を本法のみならず施行令から通達に至るまで自由に読みこなされるようになるが、そのための素養はすでにこの時に養われていたと考えることが出来る。ご専門の経済学では原論Ⅰを宮田喜代蔵先生に学ばれ、経済体制論と「欲求と充当との持続的調和をはかることに焦点を合わせた経済理論」を教わったそうである。宮田先生は生産と消費、労働と余暇のバランスなど「双面的な判断」の重要性を説かれたそうである。原論Ⅱは坂本彌三郎先生に学ばれ、ヒックスの『価値と資本』をベースにした講義を受けられた。その他、国際金融論は田中金司先生に、貨幣論は新庄博先生に、金融経済論は矢尾次郎先生に、国際経済学は藤井茂先生に、社会政策は八木助市先生に、東南アジア経済論は宮下忠雄先生に学ばれ、後のご自分の専門になる財政学は総論を花戸龍蔵先生に、各論を木下和夫先生、山下覚太郎先生に学ばれた。花戸先生にはスミスやワグナーの財政学説をはじめ、第一次大戦後のドイツ復興のための財政理論、学説を学ばれたそうである。

ゼミナールは宮田喜代蔵ゼミを選ばれた。当時の先輩で名古屋高商出身の白石氏のご推薦だとお聞きしている。3年生の時にリカードの『経済学および課税の原理』、中山伊知郎の『純粹経済学』を読まれ、特に読書の方法について厳しく指導されたそうである。4年生になると研究発表が中心になり、先生はスミスの国富論をテーマとして選ばれた。しかしまだこの時点では先生は自分が将来学者になるなどとは夢にも思っていなかったそうである。

本稿は中村先生の財政学がどのようにして生まれ、どのように発展してきたかを少しでも解明することを目的としている。以下では先生のご研究を主に時代順にたどりながらながめたいと思う。

I

先生の経済学研究はスミスの経済学体系を明らかにすることから始まった。先生は国富論の特に第2編を中心に研究された。卒業論文は「スミス国富論における資本と価値」と題するもので、先生はスミスの経済学体系を「資本蓄積

から国富増進に至る構造的関係を明確にする体系」と結論づけておられる。

先生は昭和28年4月1日に経済学部の手伝いになられてからはスミス経済学の研究の発展として、主にリカードとマルサスの経済学の研究に向かわれることになる。当時はスラッファ編集によるリカードの「新全集」が発刊され、従来のリカード研究に新しい解釈が加えられ始めていた時期である。先生は新全集の発刊を契機にリカードの著作、中でもリカードとマルサスの往復書簡を非常に丹念に検討され、価値論、外国貿易論、一般的過剰生産論、差額地代論ならびに租税論にまでわたって幅広く論文を残されている。先生は昭和31年4月1日に講師になられ、租税論について初めて書かれた論文が「リカードの租税論」である。周知のようにリカードの主著である『経済学および課税の原理』は全30数章のうち課税の分析のために第8章から第18章までの11章を費やしており、リカードの問題意識に課税問題がいかに大きなウェイトを占めていたかがわかる。リカードの経済学は労働者、資本家および地主の社会の3階級に土地の全生産物がどのように分配されるかの分配法則を明らかにすることにその主眼があるが、現実には租税が存在する経済において「仮説的な課税無き状態において得られるであろう分配率を課税が——若し変化がありとすれば——どのように変化せしめるかを確かめることなしに、該問題（分配を規制する法則を決定すること：筆者注）が解かれたと考えることは出来ない」（「リカードの租税論」, p.75）のである。先生はこのようなリカード経済学のご理解の上にリカードの租税論が各階級間への租税の帰着論であることをお認めになられながらも、「リカードの租税論が、財政学上の主要な問題とのかかわりにおいて論述せられているという意味において、単に経済学原理上の結論の中へ租税の要素を導入しただけの応用理論にすぎないと思えることは出来ない」（「差額地代概念の租税論における問題点」, p.70）との考えのもとにリカード租税論の研究が続けられることになる。その一連のご研究の成果が「リカードの経済学と租税論」としてまとめられている。

「リカードの経済学と租税論」においては、リカードの経済学原理と租

税論の間にどのような相互関連が存在するのかを明らかにすることを目的とされ、「リカドオの租税論への関心が一定の限られた一面をもつために租税論自体も亦特殊な性格を担って展開されていることを明らかにすることが出来る」(p.227)とされている。リカドは租税を「一国土地労働の生産物の一部分の政府の処分に委せられたもの」と規定し、税源を資本と収入の2つに求め、どのような税種が資本に対する課税になり、どのような税種が収入に対する課税になるかを明らかにしようとしている。しかしリカドの問題意識は税源の探求にあるのではなく、総額としての租税の負担が国民経済にどのような影響を与えるかを探ることにあった。先生は原生産物、地代、賃金、利潤等に対する課税の影響についてのリカドの見解を詳しく検討された後、リカド租税論の位置づけについて、「彼がここで問題にしている議論は課税が国家のサービスにとって止むを得ず必要なものであるという承認を経た段階における議論であることを忘れてはならない。この故にこそリカドオ租税論も財政学上の一つの立場を示すものとして、その理論を傾聴し財政学上の批判を受けるに値するものであると考えられる」(p.285-286)とされ、「国家乃至公共団体の活動の存在をリカドオが承認し、その上に立ってその経済的な側面を分析しようとしている所に彼の財政学的研究の意義が認められる」(p.286)と結論づけられている。

II

その後先生はJ. S. ミルについての租税論についての論文をまとめられ、「(「J. S. ミルの租税論の特色」)、その結論部分において「抽象的な理論の段階における理想図が、制度として具体化せしめられようとする時に、どのような困難にぶつかるかという見地からの検討」(p.18)がこの論文の主きをなしているとされ、これまでの古典派経済学の研究、とくに租税論の研究を経た後の先生のご研究の方向が見事に示されている。この見地はイギリス古典派経済学の租税論がイギリス所得税制の発展にどのように寄与したかを検討された

「The British Income Tax and the Theories of Taxation」にも貫かれている。先生はこの論文において古典学派の学者が活躍した当時のイギリスではすでに分類所得税制度、源泉徴収制度などがあって、所得税を論じる際にはこの側面を無視してはならないほど重要であったのに、経済学者はまったく無頓着であった具体例を示され、経済理論の精緻な体系がただちに在るべき租税体系の姿を指導する能力を持っているとは限らないことをお示しになった。この点、スミスの著作は内外の歴史や学説を踏まえて租税論においても抽象理論ではなく現実指導型の理論を展開していたと先生は評価され、古典学派の研究に一応の区切りをつけられた。先生はご退官後に『凌霄』に書かれた「わが学び舎を去るに当たって」でこの当時のご自身の研究について「これまでの経済学説の研究を応用して財政現象を理論的に解明する方向で研究を始めたが、その方法は財政学の本筋ではないことを悟った。公共部門に固有の論理を追求し、民間部門との接点において可能な側面でのみ経済学の原理を生かすことができるものだという漠然とした認識を会得するまでには、それほど時日を要さなかった。」と述べられている。

先生は昭和36年9月26日に助教授になられ、古典派経済学ならびにその租税論の研究を経られた後、松野賢吾博士のお勧めもあり、財政学における直接税と間接税の取り扱いに関する研究に向かわれることになる。直接税および間接税の定義に関してはこれまで時代によりまた論者により多種多様で、財政学の歴史の古さがある一面で物語っている。今日でも高齢化社会に対応するためには直間比率をいくりにしないといけないといったような議論がマスコミでも通常に行われている。しかしこのような議論を行うためには「まず直接税と間接税の概念についての解釈が明らかにされていなければ問題そのものが不明確となる。」（「直接税と間接税の区別について」、p.31）先生はいわば常識ともなっている直接税および間接税という用語について、財政学説を丹念にご検討なされ、いかにこれらの用語が多義性を持っており、しかも税制という生き物を前にすれば断片的で抽象的な定義を許さないものであるかを見事に示されている。

以下、先生のご業績の第2の柱である直接税および間接税についての概念規定、区別、機能差についての諸論文をながめることにする。

「消費税概念の規定について」においては、「理論的に財政問題を取扱う場合においても、財政学上の述語を用いるに際しては現実の制度との結び付きを多かれ少なかれ意識すること無しに抽象的に概念構成することは許されないように思われる」(p.59) との問題意識のもとに、シュメルダースの消費税の定義をめぐる研究を手がかりに財政学上の述語がいかに多面的な考察を必要とし、また抽象性を許さないものであるかを明らかにされ、この検討の過程で個別消費税の本質を明らかにされている。シュメルダースは財政学的な消費税の定義が必要になる理由として、従来の立法者の意図を反映した租税法による定義では租税法が消費税の名の下に列挙する税目が直ちに消費税であるということになり、消費税の規定に際して存在する原則がどのようなものであったかという点が往々にして忘れられるので、やはり当該租税がどのような経済的作用を持つか、究極的な担税者が誰であるかの分析を基準として、その中から特定の効果を持つものを消費税として定義するのが必要であることを挙げ、逆に租税法における規定はこのような経済的な意味の実現を反映する必要があるし、そのための基礎を財政学が提供できるということを挙げている。そこでこのような観点から過去の財政学上の消費税の概念規定の吟味や当時の西ドイツの消費税制度を個別的に検討することになる。これらの検討の後に、一般的な消費税の概念を(1)立法者の意図から来る消費税概念の属性、(2)課税技術から来る消費税概念の属性、(3)課税される消費の特性から来る消費税概念の属性、の3つの属性から分析したわけだが、「そこに一貫して強調されている点は、最終消費者の所得支出に課税するという立法者の意図が、課税技術的にも課税物件自体の性質からも制限を受けながら、いかにして実現可能であるかという観点である。」(p.70) しかし最終の消費者の所得支出に実質的な負担をさせるというシュメルダースの「理想型としての消費税概念」(p.73) は多面的な分析の結果として生まれたものではなくて、「あくまでも過去の多くの研究者の結論

の中から論理的に導き出され、それが立法者の意図の中にもられているものと想定することから出発している」(p.72) ので、特定の課税物件が時には消費用に時には生産用に用いられ、しかも国庫収入目的や租税負担の均衡の目的など多面的な目的のために用いられているので、このような消費税概念を用いて現実の分析を行うのは極めて困難であると先生は結論づけられている。

「直接税と間接税の区別について」においては、租税の分類に関するノイマルクの見解について検討され、過去 300 年以上に渡って綿々と行われてきた租税分類の今日的意義を問われている。ノイマルク自身は租税分類は無益な仕事であるという見解に対して批判的であり、もし租税をある原理に基づいて分類しないといけないならば、財政学的に意味のある租税の特徴に適しているような原理に基づいてすべきであると考えている。そこで彼は租税負担と租税支払い能力との関係から、直接税を A. 個人の支払い能力を直接的に捕捉しようとする租税、B. 即物的に発生する支払い能力を直接的に捕捉しようとする租税に、間接税を A. 個人の支払い能力を間接的に捕捉しようとする租税、B. 即物的に発生する支払い能力を間接的に捕捉しようとする租税にそれぞれ大分類し、それぞれの大分類のもとでまた所得税、一般取引高税などを小分類の項目の中に含めている。興味深いのはブローアーの分類とは異なり、租税支払い能力と租税負担との関係から同じ支出税であっても一般支出税(総合消費税)、直接消費税(奢侈品所有税)、間接消費税を実質的に区別している点である。先生はノイマルクの分類基準の意義をお認めになられながらも、ある租税がどの分類に入るかは、「すぐれて課税物件のその社会における利用状況との関係に照らして考えられる税務行政上の適当性に基づくものであって、決して納税者の租税支払い能力との関係に即応して直接性と間接性の区別が行なわれるものとは考えられない」(p.41) との見解を示され、「租税の分類は、結局においてはその社会において支配的ないくつかの租税の特質を明別するための役割以上のものをもっていない。従って比較的重要性の少ない租税をもすべて包括して一元的に分類することができなくても、その分類は一応の意味を持ってい

ると考えなければならない。しかし逆にその分類表の或場所に便宜的に位置づけられていることを忘れて、その租税が常にその分類基準として与えられたような意味を担っていると信じこむことは極めて危険であると言わなければならない」との明確な結論を出されている。

先生はその後「線型計画における直接税と間接税の取扱いについて」や「アメリカにおける直接税と間接税の機能についての諸見解」において直接税と間接税の理論的な取り扱いについてのご自身の見解を述べられている。

III

直接税と間接税についての諸論文を著された後、先生のご研究のテーマは付加価値税に向かわれる。すでに先生は「ドイツ税制改革論——特に消費税制度を中心として——」においてドイツにおける付加価値税の前身である取引高税についての論文を書かれていた。取引高税はその起源を紀元前にまで遡ることが出来るほど歴史の古い税金であり、第一次大戦後、増大する経費を賄うための歳入源としてヨーロッパ各国に導入された経緯を持ち、第二次大戦後も主要な歳入源としての位置を占め続けた。しかし、取引高税が取引の各段階ごとに税込の価格に対してまた税をかけられるというその固有の課税の累積性のために、税制による企業の垂直的統合や国境税調整の困難さという固有の問題を生み出すことにもなった。この問題を解決するために導入されたのが付加価値税である。付加価値税は理論上は一般売上税の中で最も洗練され完成された形態であるとするのが定説であるが、先生はこの定説に真正面から立ち向かわれることになる。結論からいえば、先生は今日ヨーロッパ諸国をはじめとして幅広く用いられている前段階税額控除法の付加価値税は「付加価値」に対する税ではなく結果的に付加価値に課税しようとする税の一変種で、その構造上理論的には大変優れているとされてはいるが、課税技術上から来る限界のために様々な問題を生み出すことを明らかにされた。以下、その内容を見ることにしたい。

論文「西ドイツの付加価値税について」においては1968年1月1日より西ド

イツ（当時）に取引高税に代わって導入された付加価値税の特質を明らかにされている。旧取引高税の最大の欠点は前段階においてすでに課税されているものが次段階における課税標準に組み込まれ課税される点にあり、この結果実効税率は法定税率を常に上回ることになり、課税上の累積的作用をもたらすことやそれに伴う経済的中立性条件の阻害、また企業の垂直的統合を促進したり、国境税調整が困難になるといったことがその弊害として挙げられる。西ドイツで採用されたいわゆるEC型付加価値税はこれらの弊害を除くために、価格構成要素のうち前段階までの取引において課税された部分が次段階以降で課税されないように前段階で支払われた税額を当該段階で控除し、しかも税額と税抜き仕入れを別記して税額そのものが課税標準に入らないように工夫されている。この方式は一定の期間について見れば売上高と仕入高が商品ベースでは正確な対応関係を示さないことから来る諸問題を課税上の便宜に従って処理する方式で、旧総取引高税をいわゆる純取引高税に変質せしめるものである。旧取引高税と同じ税収を得ようとすれば付加価値税の税率は大きくならざるを得ず、取引段階の数が多ければ多いほど、また付加価値のうち低次の取引段階の付加価値の占める割合が多いほどこの税率が高まらなければならないことが示されている。西ドイツへの付加価値税の導入は心理的な租税の前転を容易ならしめたことや、生産の集中や流通経路の短縮による節税のルートを排除したこと、ヨーロッパ経済共同体の共同市場の実現に協力したことなどの利点はあるが、旧税制からの移行過程で過年度投資財の価額に含まれている取引高税をどう処理するかといった問題や、最終的に消費税に税負担をもたらすためには価格の騰貴を許すような金融政策をどのように考えるかといった問題が残っていることを明らかにされている。

「付加価値税の問題点」ではすでに付加価値税を導入しているヨーロッパについての分析ではなく、新たにその採用の可否を検討しているアメリカについての論争を取り上げながら、付加価値税採用上の問題点を分析されている。その結果、付加価値税採用上考慮すべき問題点として7つの点を挙げられ、こ

これらの問題点がいかに多面性を持つものであるかを明らかにされている。具体的には、(1)物価騰貴については、直接税を付加価値税のような間接税によって代替する場合や間接税の増徴などが問題とされるケースではその懸念がある、(2)消費型の付加価値税を導入した場合、設備投資の動向に対応して景気上昇局面では税収が少なくなり、むしろ下降局面において税収が増大し始めるという景気に対する自動不安定要因性、(3)国境税調整の対象となる付加価値税への転換によって価格競争面で有利になり競争中立性をそぐ、(4)法人税の付加価値税への代置は労働集約的産業の生産物やサービスの価格を相対的に高めること、(5)税務行政上における自動照合制度は最終消費者への販売については機能しないこと、(6)小売段階における租税の中間漏出の危険性があること、(7)労働コストへの付加価値課税により無償の労働サービスの価値を高めること、などの諸点が明らかにされている。

次いで「付加価値税の分析視点」ではイギリスにおける付加価値税導入の経緯をたどりながら、付加価値税の評価がそれぞれの国の既存の租税体系のあり方と国際的な経済環境の中における自国の位置づけによって異なるとの視点からイギリスの立場からの付加価値税への関心とその評価を明らかにされているが、この評価は同時にこれから付加価値税を採用しようとしている諸国はもちろんすでに採用している諸国についても当てはまるものである。先生はイギリスにおける付加価値税導入前の仕入税と選別雇用税の問題を詳細に指摘された後、イギリスにおける付加価値税採用の動機として「既存の仕入税と選別雇用税を廃止して、付加価値税へ移行しようとする国内的理由」と「同時にECへの加盟に伴い共通税制としての付加価値税への移行を要請されるという対外的理由」(p.91)の2つを挙げられている。そして国民経済開発庁(NEDO)の見解を検討されながら付加価値税の中立性についての見解を示されている。付加価値税を単独で見ると場合には、一定の付加価値の構成内容がどのように異なっているにしても課税上は中立的であるという通説に対して、商品の税込価格が引き上げられた場合、その需要の減少に対して供給量を課税前の水準に維持する付

加価値構成比率の異なる2つの企業について、「同額の租税負担であっても労働集約的企業の利潤に対する租税負担率はより重く、資本集約的企業のそれはより軽いことは明らかである。従って、対資本利潤率は前者の企業の方が後者の企業よりもより大幅に低下することになる」(p.93)としてこのような通説はきわめて静態的なものであるとして退けられている。また需要量の減少に見合った生産の縮小を行う企業の例も検討された後、やはり付加価値税が資本集約度の異なる企業に対しては非中立的であるという見解を示されている。論文の第4節においては付加価値税の課税の普遍性の限界と複数税率の必要性についての事例を取り上げながら、「言葉の固有の意味における付加価値税の具体化の難しさ」(p. 97)について考察されている。この中では特定産業が免税となっていることによって前段階税額控除法の付加価値税のもとでは課税の累積現象が生じること、特定の商品が非課税または免税となることによって付加価値税の適用範囲を広げる要求と税負担の軽減を求める要求の2つが同時に起こりうること、零税率の適用は自動照合制度の機能のためにはよいが税務行政上は問題が多いこと、中古品の二重課税によって競争上の有利、不利が生じることなどを明らかにされ、「付加価値そのものを直接に算出して課税の対象にするのではなくて、直接の課税の対象は取引高であるが前段階税額控除制度によって結果的には付加価値課税となる方式の付加価値税制は、課税技術上の限界から競争中立性を保持し難くなる一面をもっている」(p. 101-102)ことを極めて明瞭に示されている。第5節においては付加価値税導入が物価に及ぼす影響を扱われ、個別の間接税制を一般消費税制に転換する場合、一般物価水準の上昇は適用付加価値税率に近い多少上回ることを示された後、問題は物価の上昇による低所得層の実質購買力の低下がどのように救済されるかにあると考え、(1)政府による積極的な救済措置が無い場合、賃金物価スパイラルの危険性があること、(2)所得税の減税や社会保障給付の増額などの政府による積極的な救済措置がある場合も、財源上の問題や税務行政上の問題で多くを期待できず、(3)従って差別税率や免税品目を設けて付加価値税制を複雑化すること

になることがわかる。ところがこの複数税率の適用は、負担の公平の見地からも要請されるが、前段階売上控除方式の付加価値税ではほぼ実行不可能で前段階税額控除制度の付加価値税によらなければならない。しかも前段階税額控除制度のもとでは税務行政費と納税協力費がかさむことになる。以上のように先生は付加価値税という税が制度的に機能していく中で、当然たどらなければならない過程をお示しになり、付加価値税は経済活動に中立的な税で実行上も問題が少ない税であるという通説を手厳しく批判されることに成功している。

後に先生は「英国における付加価値税の実態」「小売段階における付加価値税」「英国における付加価値税の評価」においてイギリスにおける付加価値税の実態を具体的な制度を丹念にたどられながら、付加価値税制の具体化の困難さ、また実施上の様々な問題点をご検討されている。先生の一連の付加価値税に関するご研究はその幅広い問題意識、理論・制度両面にわたる丹念な分析があいまって、わが国のみならず世界的に見ても最先端のものであり、日本財政学会が誇るべき金字塔である。

この付加価値税のご研究と前後して、1967年から1969年にかけて先生は西ドイツケルン大学の経済社会学部にご出張された。当時同大学の学長をされていた財政学の権威、シュメルダース教授のもとで財政学をご研究された。シュメルダース教授は西ドイツの取引高税の改革について指導的な役割を果たされ、またちょうど西ドイツは取引高税を廃止し付加価値税を導入しようとしている時期で、新聞や雑誌をはじめこの新しい税金に対する関心は非常に高かったので、先生のご研究にとってまたとない機会となった。先生はこの時の貴重なご体験をもとに上述の論文を仕上げられ、帰国後の1971年には財政学会で「付加価値税の分析視点」の題で報告をされた。討論者は成城大学の中村英雄教授で、付加価値税導入当時の西ドイツで物価騰貴はなかったとのコメントを先生になさったが、先生は現地でのご体験をもとに、理論上物価が騰貴すべきでなかった国で、便乗値上げなどによる価格引き上げなどが起こったことを指摘された。

IV

先生は日本における公債発行の問題についても言及されている。わが国では憲法や財政法の規定により公債は容易には発行できない建て前となっている。ところが昭和40年度の不況時を皮切りとして、オイルショック以降のわが国財政はいわゆる赤字国債にその財源の多くを頼るようになり、財政危機と呼ばれる状態をもたらした。「公債発行と健全財政」および「The Present Financial State of Japanese Government and the Prospect of the Escape from Financial Crisis」はこの間の事情を明らかにし、短期的な視野に立った財政運営ではなく、中・長期的な視点からの財政運営の必要性を唱え、そのための財政制度の確立を訴えた論文である。

「公債発行と健全財政」はおりしも日本が高度成長期の中ではじめて不況を迎え、戦後はじめて国債が発行されるという状況の下で書かれた論文である。先生はこの論文の中で国債発行が将来、財政のみならず、日本経済および国民にどのような帰結をもたらすかをすでにこの時点において確かな目で見えておられる。財政は「その規模の巨大さの故に、国民経済の活動に重大な影響を与え、その反作用として財政そのものの自立性をも保障し難い事態が生ずる限りにおいて、財政の健全性は国民経済全体の安定的成長に対する配慮を無視して成り立つものではない」（「公債発行と健全財政」, p. 8）との問題意識から公債発行の問題点について詳述されている。現行財政制度では財政法において歳入が歳出を下回る場合、公共事業費、出資金および貸付金の財源として公債を発行することが認められており、また逆に歳入が歳出を上回った場合、決算剰余金の内、二分の一を下回らない金額を国債整理基金特別会計に繰り入れることになっているが、先生はこの規定は国債発行が本格化していく状況下では不十分だとされ、「赤字予算は財政法の規定に基づいて一定の制約のもとで可能であるのに、黒字予算については十分な法的措置が講ぜられていないのは全くの片手落ちであって、少なくとも景気対策が予算政策の一つの重要な目的に数えられ

るならば、予算制度もまたこれに対応して赤字予算と黒字予算とを統一的な視点から規定する必要がある」（p. 11）と踏み込まれ、「調達された公債資金がその年賦償還額に相当する租税負担の支払いに耐え得るような使途に用いられるか、長期的な観点からその資本投下は将来の租税負担を償ってなおかつ余りあるだけの寄与を生産に及ぼし得るか」（p. 13）の考慮が是非必要だと述べられて、短期的な景気刺激策としてのみ公債発行を考える見方を退け、長期的な計画性のもとに公債発行を行うべきであると結論づけられている。

先生は「The Present Financial State of Japanese Government and the Prospect of the Escape from Financial Crisis」の中において、国債発行ならびにそれをもたらした中央財政の状態が金融市場や地方財政に及ぼす影響について再び言及されている。この論文においては、単年度主義を取るわが国の予算制度を改め、多年度財政計画を策定して国債の償還計画を合理的に実行できるような財政制度の確立の必要性について述べておられる。

ちなみに先生の神戸大学における財政学総論の最終講義のタイトルは「今後の不況対策として財政政策は有効に機能し得るか」で、この中で先生は30年近く前に述べたご自身の見解が基本的に間違っていないことを確認されている。

先生は地方財政についての論文も多く著されておられるが、「大都市財源の強化」（『日本財政の改革と課題』所収）はその代表的なものである。

「大都市財源の強化」は先生が昭和51年3月から5月まで欧米に出張された時の資料および聞き込みに基づくもので、当時のロンドン、ニューヨーク、ワシントンという三大都市における財源強化の実状を考察したものである。このうちロンドンについては、イギリスにおける地方自治体の固有の財源であったレイト（Rates）について1975年以降その適用税率が顕著に上昇している事実を踏まえ、長い歴史を持つレイトが変質してきている点を指摘されている。レイトは不動産の占有に住民の担税能力があると考え、不動産の賃貸評価額を基準にして課税されるものである。ところが財政需要が急速に高まる中、税率自体がレイトによって賄われるべき行政サービス内容とは無関係に高まり、賦払

制度の導入や軽減措置の採用を余儀なくされるなど、税自体が持っていた素朴な性質が無くなってくる結果となった。先生はこの変質したレイトを目の前に地方自治体はもはやレイトに固執しなくてもいいのではないかと考え、レイト改革の必要性に言及されている。その後、実際にこのレイト税制は大改革されることになるが、先生はすでにこの時点で予見されていたのである。先生は論文の結論部分で「特定の自治体の固有の財政難を理由として、その住民に異常に重い超過課税を行わなければならない時、財源強化の問題は第二の段階にはいったと理解しなければならない」（p. 157）と述べられ、特定の自治体にはのみ固有の特殊的な租税負担の要求は受益との関係である一定のレベルを超えると担税者からの支持を失うことを明確に述べられている。この結論はその後の各国地方自治体における住民のいわゆる租税反乱の事実によって支持されている。

V

中村先生のご研究の中で財政学自身に触れられたものがある。もちろん数多くの論文を通じて先生の財政学に対する考えがある時には暗黙的に、またある時には明示的に述べられているわけだが、ここでは主に財政学を研究あるいは学習しようとする学生に対して書かれた論文から先生の財政学に対するお考えを拾い出してみたい。

先生は財政学を「公共部門に与えられた役割を果たすために、いかにして必要な資金を調達するか、いかなる経済原則に基づいてその資金を使用処分するか、が財政（public finance）の基本問題である。財政学は財政活動の特異性を科学的に追求し、その一般経済活動に及ぼす影響を体系的に解明しようとする学問である」（「財政学の課題」『経済学研究のために 増補改訂第三版』）と述べられ、また「財政学は…政府の経済活動を主たる研究の対象とする学問であるが、同時に財政活動が他の経済活動に与える経済効果の分析をも含む応用経済学の一分野であると言えよう」（「財政学の学習のために」『経済学・

経営学学習のために 昭和61年度後期号』)とも述べられている。このような特質をもつ財政学の研究に当たっては、「まず第一に過去における歴史的発展過程の中での財政を理解する必要がある、第二に個々の思想家がその時代の財政問題をどのように受けとめ、どのように解決しようと指導したかを反省する学説史ないし思想史的研究が要請され、さらに第三には各時代の要求に対処するためどのような財政政策が現実にとられ、どのような財政制度をあみ出してきたかを跡づける研究も不可欠である」(「財政学の課題」)し、財政活動は公権力の発動を伴い、この公権力の発動は公法に基づいて予め制度化されているので、「租税論、公債論、経費論などを研究する場合に、少なくとも法令に基づく租税制度、公債制度、予算制度、各種政府支出制度を理解しておくのが賢明であ」り、「財政学のより進んだ学習を行うためには公共経済学は言うまでもなく金融経済論、経済政策論、経済統計学など経済学の広汎な分野の基礎知識が必要となるし、法律学、政治・行政学、税務会計論、公営企業論などについての素養が求められる」(「財政学の学習のために」)のである。また先生は財政学はれっきとした科学であるとつとに認識され、「公私兩部門の経済活動は、それぞれの行動原理に従って独立に行われているように見える場合でも、相互に深い関係をもち作用・反作用を繰り返している。その意味では両者を完全に切り離れたままで研究が可能であると断言することはできない。しかし、質的に異った行動原理に従って活動している部分を、純粹型として把握し、その行動の本質を理解してみる研究も科学としては重要なことである」(「財政学の原理と現実との狭間」『経済学・経営学学習のために 平成5年度後期号』)と述べられている。しかしながら、財政学の対象とする財政活動は予算を通して執行されるため、どの租税を選ぶか、それらの租税の負担水準をどれほどにするか(あるいは減税するかどうか)、公債発行をどれだけにするかなど、予算の収支両面において政治という厄介なものが媒介項となってくる。先生はこの政治というものによって財政のあるべき姿がどのように歪められてきたかをつとに指摘されてきたが、「われわれは可能な限り政治によって動かされる部

分を捨象して、効率性と公平性の側面から経済学的に分析していくことを忘れてはならない」（「財政学の学習のために」）としてわれわれ財政学者のなすべき仕事を明確に示されている。

財政学の対象とする財政現象・財政活動が型にはまった杓子定規の理論ではとらえきれないほど非常に幅の広いものであり、非常に面白い反面、その理解には幅広い知識と他の学問についての素養が必要であるなど大変難しい側面もっていることをわれわれは先生の講義、論文を通じて教えていただいた。

VI

以上が先生のご研究についての筆者なりに理解した範囲での拙い要約であるが、最後に先生ご自身について触れないわけにはいかない。

かつて筆者は先生に先生のお好きな言葉について尋ねたところ、先生は「あまりいい響きのある言葉ではありませんが」と前置きされた後で、「時代の制約もありましたが、滅死奉公という言葉です」と述べられた。筆者はこの言葉を聞いて、あと思ったことを今のようにして思い出す。確かにこの言葉自体はいい語感をもつものではないが、筆者の知る限りのこれまでの先生のなされてきたこと、また先生のご専門の財政学についての先生のお考えに通じるものがあったからである。例えば先生は平成2年11月16日から平成4年11月15日まで神戸大学経済学部長ならびに神戸大学大学院経済学研究科長を併任されたが、おりしも大学改革の真っ最中で、経済学部に関していえば前任者の大野喜久之輔学部長からお引き継ぎになった国際協力研究科の設立問題で大変な時期であった。ところが先生は教授会ならびに色々な機会にスタッフの意見をよくお聞きになり、教授会においては誠に公平な態度で議論を整理され、国際協力研究科の設立にご尽力なされた。

先生はこの他、昭和54年には神戸大学評議員になられ、昭和63年には神戸大学人文・社会科学系図書館長になられ、学内行政において神戸大学ならびに経済学部の発展のために多大なる貢献をされた。

学外では、昭和62年より現在に至るまで日本財政学会の理事をお努めになり、わが国財政学会において指導的役割を果たされている。また、尼崎市行政改革審議会委員長に昭和58、59の两年度になられ、大阪府地方税財政制度研究会委員を14年間、また神戸市住宅審議会委員を23年間、現在まで続けておられる。

先生はゼミナールにおいても必要な文献があれば「必ず私に言って下さい。用意しますから。」とおっしゃった。昨今の学生は比較的裕福であるにもかかわらず、学生になるべく金銭面での負担をかけさせたくないのご配慮によるものと思われるが、我々ゼミ生はどれほど助かったか計り知れない。また先生はゼミナールの学生1人、1人の性格をよく把握され、学生のもっている長所を伸ばされるとともに、学生の生活面まで細かい配慮をされ、就職の時などにも我々は非常に助けていただいた。筆者が思い出すのは、ある夏の暑い日、自分とは何の関係もない理系の学生が中村先生のところに就職の相談に来た時、先生は一生懸命、その学生に経済状況、各業種の状態などについてこと細かく説明され、ほとんど1日をつぶされて対応されていたことである。先生が1人1人の学生を大切にされ、わが事のようにいつも考えておられる一例であるが、まったく頭が下がる次第である。

先生のお人柄は皆が認めるとおり「真面目」の一言につきると思われるが、この真面目さが先生の研究ならびに教育の両面において重要な役割を果たしているのは異論がないところである。理論、制度、法律に熟知された先生は各種の文献、報告書、法律を丹念に検討され、理論なり具体的な制度が持っている問題点をつとに指摘されてきた。先生は問題の本質をすぐ見極められるので、個々の財政問題の細かい問題点まですぐにお気付きになり、われわれゼミ生が問題点の発見に手こずっているときに、すでに具体的な問題点を指摘され、ゼミが終わってしばらく、あるいは数日たって「あっ」と思った事が数知れない。

先生の財政学をどう名付けるかは非常に難しいところであるが、もし無理にでも名付けさせていただくのをお許し頂ければ、「公平性の財政学」と名付けたい。財政学も科学である以上、歴史とともに発展してきたのはいうまでもな

いが、ともすれば難くなる公平性の財政学による分析は、まず効率性の分析が先だとして等閑視されがちであった。所得階層間の公平性、世代間の公平性、国と地方の間の公平性、国際間の公平性など負担と受益の公平性をめぐる財政学上の問題は枚挙にいとまがない。先生はこれらの問題を真正面からとりあげられ、いかにこれらの問題が重要であるかを数多くの論文を通じて明らかにされた。財政学が公平性の問題を扱わなくなったとき、財政学の役割は無くなると思われるが、どうだろうか。先生のご退官の年における論文に「課税の公平性について」という大論文があるが、筆者にはこの論文がこのことを物語っているような気がして止まない。

我々、中村門下生は先生のご指導を神戸大学においてもはや受けることはできず大変残念であるが、先生の残された財政学は不滅のものであり、その恩恵を我々はこれからも被っていくであろう。先生はご退官後、平成6年4月1日より姫路獨協大学経済情報学部にお勤めになり、財政学の講義を引き続きお元気になされている。先生の財政学の体系は非常に壮大であり、容易に継承できるものではないが、今後とも我々門下生は先生のご指導を仰ぎながら少しでもこの中村財政学に近づきたいと思っている。大変拙いが、もってこの一文を先生に捧げたいと思う。

中村一雄教授略歴・著作目録

略 歴

昭和5年12月29日	大阪府中河内郡にて出生
昭和18年4月1日	大阪府立八尾中学校入学
昭和23年3月31日	同校卒業
昭和23年4月1日	神戸経済大学予科入学
昭和24年7月	神戸大学経済学部編入学
昭和28年3月31日	同大学卒業
昭和28年4月1日	神戸大学経済学部助手
昭和31年4月1日	神戸大学経済学部講師
昭和36年9月26日	神戸大学経済学部助教授
昭和42年8月3日	ソビエト連邦, フィンランド, スウェーデン, デンマーク, オランダ, チェコスロバキア, オーストリア, イタリア, スイス, ドイツ連邦共和国, フランス, ベルギーおよび連合王国の各国へ出張(昭和44年3月24日まで)
昭和46年4月1日	神戸大学経済学部教授
昭和51年3月～5月	アメリカ合衆国, 連合王国, スイス, ドイツ連邦共和国およびオランダの各国へ出張
昭和52年4月1日	神戸大学経済学部夜間学部主事(昭和53年3月31日まで)
昭和54年4月25日	神戸大学評議員(昭和56年5月31日まで)
昭和55年10月	国立シンガポール大学(シンガポール)へ出張
昭和56年1月1日	神戸大学公開講座委員会委員(昭和57年12月31日まで, 委員長, 昭和57年度)
昭和60年7月～9月	マールブルク大学経済学部(西ドイツ), 連合王国, およびスペインの各国へ出張
昭和63年4月1日	神戸大学人文・社会科学系図書館長(平成2年3月31日まで)
平成2年11月16日	神戸大学経済学部長(平成4年11月15日まで)
	神戸大学大学院経済学研究科長(")
平成5年11月	復旦大学日本研究センター(中華人民共和国)へ出張
平成6年3月31日	神戸大学を停年により退官

平成 6 年 4 月 1 日 神戸大学名誉教授

平成 6 年 4 月 1 日 姫路獨協大学経済情報学部教授

著 作 目 録

— 著 書 —

財政学の課題（共著）	千倉書房	昭和37年 9 月
日本財政の改革と課題（共著）	東洋経済新報社	昭和52年 4 月
財政の原理と現実（共編著）	千倉書房	昭和61年 1 月
消費者のための経済知識（共著）	財団法人日本産業協会	昭和61年 2 月
固定資産税の理論と実態（共著）	ぎょうせい	昭和62年 7 月

— 論 文 —

マルサス経済学研究の一節——価値と富との概念的関係を中心として——	六甲台論集	1 巻 1 号	昭和29年 7 月
リカードオ理論体系の一駒として見たる「外国貿易論」の一解釈	六甲台論集	1 巻 3 号	昭和30年 8 月
リカードオ修正価値論の本質的難点を論ず	六甲台論集	2 巻 4 号	昭和31年 3 月
一般的過剰生産の問題をめぐるリカードオとマルサスとの見解	国民経済雑誌	95 巻 2 号	昭和32年 2 月
「新全集」における若干のリカードオ解釈について	国民経済雑誌	97 巻 5 号	昭和33年 5 月
差額地代概念の租税論における問題点	国民経済雑誌	99 巻 6 号	昭和34年 6 月
リカードオの経済学と租税論	経済学研究年報 6		昭和34年 7 月
J. S. ミルの租税論の特色	国民経済雑誌	100 巻 5 号	昭和34年 11 月
The British Income Tax and the Theories of Taxation	Kobe University Economic Review 6		昭和35年
ピグウ財政理論の一研究	国民経済雑誌	103 巻 1 号	昭和36年 1 月
消費税概念の規定について	国民経済雑誌	105 巻 2 号	昭和37年 2 月
ドイツ税制改革論——特に消費税制度を中心として——	経済学研究年報 9		昭和37年 7 月
直接税と間接税の区別について	国民経済雑誌	107 巻 4 号	昭和38年 4 月
Public Finance and the National Income Analysis	Kobe University Economic Review 9		昭和38年

線型計画における直接税と間接税の取扱いについて	国民経済雑誌 109 巻 4 号	昭和39年 4 月
アメリカにおける直接税と間接税の機能についての諸見解	国民経済雑誌 111 巻 4 号	昭和40年 4 月
経済成長のための租税政策とその問題点	金融ジャーナル 6 巻 8 号	昭和40年 8 月
公債発行と健全財政	川商レポート No. 70	昭和41年 2 月
租税利益説の一評価	国民経済雑誌 113 巻 3 号	昭和41年 3 月
On the Influence of Tax System upon Capital Accumulation through International Comparison	Kobe University Economic Review 12	昭和42年
西ドイツの付加価値税について	国民経済雑誌 121 巻 1 号	昭和45年 1 月
財政学の現代的課題	経済学研究のために	昭和45年11月
付加価値税の問題点	国民経済雑誌 124 巻 1 号	昭和46年 7 月
付加価値税の分析視点	経済学研究年報 18	昭和46年12月
財政学の課題	経済学研究のために 増補改訂第一版	昭和49年 4 月
西ドイツの中期財政計画について	国民経済雑誌 130 巻 5 号	昭和49年11月
西ドイツの公共団体における人件費支出の増嵩傾向について	国民経済雑誌 133 巻 5 号	昭和51年 5 月
製造者消費税の課税方式と検討	税経通信 33 巻 1 号	昭和53年 1 月
財政学の課題	経済学研究のために 増補改訂第二版	昭和54年 4 月
英国における付加価値税の実態	国民経済雑誌 139 巻 5 号	昭和54年 5 月
小売段階における付加価値税	国民経済雑誌 141 巻 5 号	昭和55年 5 月
The Present Financial State of Japanese Government and the Prospect of the Escape from Financial Crisis	Kobe University Economic Review 27	昭和56年
英国における付加価値税の評価	国民経済雑誌 145 巻 4 号	昭和57年 4 月
高齢化社会に適應する税体系	税経通信 37 巻 7 号	昭和57年 6 月
財政学の課題	経済学研究のために 増補改訂第 3 版	昭和58年 4 月
西ドイツの税制改革の考え方——事業税の改 革案を中心に——	社団法人財政研究所	昭和60年 3 月

財政学の学習のために	経済学・経営学学習のために 昭和61年度後期号	昭和61年10月
政府税調答申の評価と問題点	税経通信 41巻15号	昭和61年12月
西ドイツの不動産税	国民経済雑誌 154巻6号	昭和61年12月
売上税と国民経済	兵庫県中小企業団体中央会「情報誌」61年度第4号	昭和62年3月
財政学	経済学研究のために 第4版	昭和62年4月
地方財政論	経済学研究のために 第5版	平成3年4月
課税の公平性について	国民経済雑誌 167巻5号	平成5年5月
国税の地域への還流の実態について	大阪府地方税財政制度研究会『財政調整制度について』所収	平成5年7月
財政学の原理と現実との狭間	経済学・経営学学習のために 平成5年度後期号	平成5年10月
—その他—		
リカアドオ利潤論の起源	国民経済雑誌 91巻6号	昭和30年6月
リカアドオの租税論	国民経済雑誌 98巻2号	昭和33年8月
C. S. Shoup: Ricardo on Taxation (書評)	国民経済雑誌 101巻5号	昭和35年5月
財政政策の本質一考	国民経済雑誌 103巻5号	昭和36年5月
N.A.Cox-George: Finance and Development in West Africa—The Sierra Leone Experience— (書評)	国民経済雑誌 104巻6号	昭和36年12月
マルクスの地代論と超過利潤論に惟う	経済学史学会関西西部会通信 10号	昭和37年9月
課税のイデオロギー	国民経済雑誌 107巻3号	昭和38年3月
Tax Institute: Reappraisal of Business Taxation (書評)	国民経済雑誌 110巻6号	昭和39年12月
松野賢吾博士——その人と学説——	国民経済雑誌 112巻3号	昭和40年9月
在外私有財産補償の財政的可能性	内閣審議会参考資料	昭和40年10月
藤田 晴著『財政政策の理論』(書評)	国民経済雑誌 113巻6号	昭和41年6月

- | | | |
|--|------------------------------------|----------|
| 徳島地区新産業都市の概況 | 地域開発 27号 | 昭和41年12月 |
| Carl. S. Shoup: Public Finance (書評) | 国民経済雑誌 121巻4号 | 昭和45年4月 |
| インフレーションと税制 | 凌霄 237号 | 昭和48年9月 |
| 山本栄一著『租税政策の理論』(書評) | 経済学論究 30巻2号 | 昭和51年7月 |
| 付加価値税, 財産税, 地方税, 都道府県税,
事業税, 固定資産税, 市町村民税, 電気税,
ガス税, 自動車税 | 神戸大学会計学研究室編
「第三版会計学辞典」
(同文館) | 昭和51年10月 |
| S. P. Dresch, A. Lin and D. K. Stout:
Substituting a Value-Added Tax for
the Corporate Income Tax (書評) | 国民経済雑誌 139巻4号 | 昭和54年4月 |
| ポケット日本経済辞典(青色申告ほか174項目) | 有斐閣 | 昭和55年10月 |
| 県民ニーズ, 公営住宅, 工業整備特別地域な
ど7項目執筆 | 兵庫県大百科事典
(神戸新聞社) | 昭和58年10月 |
| 一般消費税, 地方税など10項目執筆 | 神戸大学会計学研究室編
「第四版会計学辞典」
(同文館) | 昭和59年4月 |
| 効率化と理想の狭間に揺れる大学改革の表裏 | 経営者(日経連) 45-536 | 平成3年9月 |
| 学会レポート・日本財政学会 | ECO-Forum 11-4 | 平成5年1月 |